

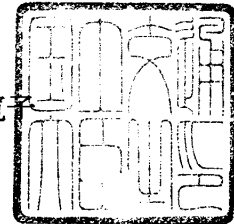
認 定 書

国 住 指 第 712 号

平成 14 年 2 月 4 日

東洋シャッター株式会社
代表取締役社長 上原 章 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 112 条第 1 項（特定防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

EA-9192

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

耐熱板ガラス入ステンレス鋼板製片側常閉両開き戸（欄間、両袖付）

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り